

証券コード 227A
2026年10月2日
(電子提供措置の開始日 2026年9月28日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
新宿野村ビル 33階
I N S I G H T L A B 株式会社
代表取締役 遠 山 功

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://insight-lab.co.jp/ir/>

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）に I N S I G H T L A B」又は「コード」に当社証券コード「227A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、ご出席いただけない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年10月19日（月）午後7時までに到着するようご返信くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月20日（火曜日）正午
2. 場 所 東京都新宿区西新宿 1 丁目26番 2 号
新宿野村ビル 33階 本社会議室

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|---------|-------------|
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 監査役 1 名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無に係らず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び経営監督機能の充実を図るとともに、業務執行の適法性・妥当性の監査体制を整備するため、監査役会設置会社へ移行いたします。これに伴い監査役会設置会社への移行に必要な、監査役会に関する規定の新設等所要の変更を行います。

なお、本議案における定款の変更は、第2号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u>
第5条～第27条 (条文省略)	第5条～第27条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 <u>監査役及び監査役会</u>
(員数) 第28条 当社の監査役は、3名以内とする。	(員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
第29条～第30条 (条文省略)	第29条～第30条 (現行どおり)
(新設)	(<u>常勤の監査役</u>) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新設)	(<u>監査役会の招集通知</u>) 第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	(<u>監査役会規程</u>) 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
第31条～第36条 (条文省略)	第34条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 監査役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、当社が監査役会設置会社に移行することを条件として、監査役1名を選任いたしたく、下記の者を候補者として提案いたします。なお、本議案につきましては、監査役の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
こが さとる 古賀 聡 (1982年1月22日)	2006年8月 アクセンチュア株式会社 入社 2014年12月 松尾千代田法律事務所（現：本 多・松尾・吉田法律事務所）入所 2016年4月 木村昌則法律事務所 入所 2020年8月 木村・古賀法律事務所設立（現 任）	—

- (注) 1. 古賀聡氏は、新任の社外監査役の候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 古賀聡氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に直接会社経営に関与し経験を有していないものの、自ら法律事務所を運営してきた実績を有しており、弁護士としての法的専門知見を有し、独立した客観的な立場から取締役の職務執行を監査できると判断したためであります。
4. 古賀聡氏の監査役選任が承認可決された場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
5. 古賀聡氏の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。現任の監査役2名の任期は、2024年6月27日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、古賀聡氏とは任期満了の時期が異なります。当社としては、現任の監査役2名の任期満了時に、監査役3名について一括で改選を行うことにより、以後の任期を揃えることを検討しております。